

## 評価委員会の業務

### 1 公立大学法人の業務実績についての評価

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価\*（法第28条第1項、第3項及び第4項）

\* 法人に対する評価結果の通知、知事に対する評価結果の報告を含む

- (2) 中期目標期間における業務の実績に関する評価\*（法第30条第1項及び第3項）

\* 法人に対する評価結果の通知、知事に対する評価結果の報告を含む

- (3) 法人に対する業務運営の改善その他の勧告（法第28条第3項、法第30条第3項）

- (4) 評価結果の通知・報告、勧告の公表（法第28条第4項、法第30条第3項）

### 2 知事が下記の事項を行うときの意見

- (1) 業務方法書を認可しようとするとき（法第22条第3項）
- (2) 中期目標を定め、又は変更しようとするとき（法第25条第3項）
- (3) 中期計画を認可しようとするとき（法第26条第3項）
- (4) 中期目標期間終了時に、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行うとき。（法第31条第2項）
- (5) 財務諸表を承認しようとするとき。（法第34条第3項）
- (6) 毎事業年度の残余の額を剰余金の使途に充てることを承認しようとするとき。（法第40条第5項）
- (7) 積立金を次期中期目標期間の業務財源に充てることを承認しようとするとき。（法第40条第5項）
- (8) 中期計画で定める短期借入金の限度額を超えた短期借入を認可しようとするとき。（法第41条第4項）
- (9) 法人が短期借入金を年度内に償還できないため、借り換えを認可しようとするとき。（法第41条第4項）
- (10) 法人の重要財産の譲渡、又は担保提供を認可しようとするとき。（法第44条第2項）

### 3 知事から下記の事項に係る通知があったときの意見の申し出

法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の届出（法第56条第1項）